

笠松町（北及地区）

令和元年度事例

【地域の概要】

- ・ 町内全域の農地面積181haのうち、市街化区域と市街化調整区域が半数ずつ（市街化区域約86ha、市街化調整区域約95ha）あるが、農家の半数以上が、都市近郊農業による自給的農家である。
- ・ 農地面積の62%にあたる114haは田であるが、水田の担い手である認定農業者は2名と不足しており、調整区域においてもカバーできていない地域もあり、町外の担い手に作業委託をしている状況である。

取組開始前の状況や課題

【現状】

○農家の半数以上が都市近郊農業による自給的農家であり、利用集積が困難。

また、面積が小さい農地の集積依頼が多く作業効率が低いなどを理由に引き受けてもらえない状態である。

○農業従事者の高齢化、後継者不足の進行により、不作付地が増加。それが耕作放棄地となり、農業衰退の引き金となる恐れがある。

【課題】

○平成31年3月に、町内全域で農地意向アンケートを実施し、631名の農地所有者の意向を把握したが、より詳細な情報を収集し、地域の農業者と情報を共有することによって、地域の意見を取り入れ、農地の集積・集約につなげていくことが課題。

取組内容

○調整区域のうち、地区内に認定農業者がおらず、早急に検討が必要な北及地区をモデル地区として設定し、第2弾の詳細な農地意向アンケート調査を行う方向で調整。

○令和2年1月に、農業委員会、農業会議、農畜産公社（農地中間管理機構）、JA、土地改良区の担当者による戦略会議を開催し、アンケート項目の精査、集積に向けた進め方等について意見交換を実施。

今後の展開と方向性

○令和元年度内に北及地区で農地意向アンケートを実施予定。

○令和2年度に意向アンケートを集計し、集計結果を地図化することを想定。